

日本結核 非結核性抗酸菌症学会
支部長会議 規約

2018年6月22日 制定

第1条 目的

この規約は、一般社団法人日本結核 非結核性抗酸菌症学会の定款 2条の規定に基づき、この法人の支部長会議の活動に関し必要な事項を定める。

第2条 委員の構成

支部長会議は理事長および各支部支部長をもって構成する。

北海道支部（北海道）

東北支部（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東支部（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県）

北陸支部（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海支部（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）

近畿支部（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国・四国支部（岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

九州支部（福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

第3条 権限

支部長会議は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の支部組織の当面する課題について対応を検討し実施する。また本部との調整にあたる。

第3条 支部長会議の招集

支部長会は、理事長が招集する。

第4条 支部長会議の議長

支部長会議の議長は、理事長がこれに当たる。

第5条 支部長会議の決議

支部長会議の決議は、決議に加わることができる支部長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。